

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人井友会（以下「当法人」という）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員（以下「役員等」という）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等への報酬等の支給は、次のとおり定めるものとする。

- (1) 常勤役員等（当法人の職員を兼務し、職員給与を支給している理事）については、本規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。
- (2) 非常勤役員等（評議員・理事長を含む理事・監事）については、勤務形態に応じた報酬を支給するものとする。

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて支給するものとする。

(1) 評議員

評議員会への出席	日額 7,000円
法人及び施設業務のための出勤	日額 10,000円

(2) 理事長

理事会等会議への出席並びに法人及び施設業務のための出勤	月額 200,000円 ただし、月途中での異動の場合、月間日数を日割り計算（円未満切り上げ）するものとする。
-----------------------------	---

(3) 理事（理事長を除く）

理事会等会議への出席	日額 7,000円
法人及び施設業務のための出勤	日額 10,000円

(4) 監事

理事会等会議への出席	日額 7,000円
法人及び施設業務のための出勤	日額 10,000円

- 2 非常勤役員等が職務のために出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給するものとする。

(報酬等の支給方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等は、次の各号の定めにより支給するものとする。

- (1) 報酬等は、毎月1日から末日までの期間について計算し、翌月15日に支給する。
ただし、支給日が金融機関の休業日に当たるときはその前営業日に支給する。
- (2) 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を差し引いて支給する。

(公表)

第5条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第2項に定める報酬等の

支給の基準として公表する。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、平成22年4月1日より施行する。

附則

この規程の改定は、平成29年4月1日より施行する。

附則

この規程の改定は、令和5年6月16日より施行し、施行日以前の報酬等は、なお従前の例による。

社会福祉法人井友会 評議員及び役員名簿

【評議員の任期】

令和年3年6月18日～選任後4年以内に終了する会計年度の
うち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで

役職名	氏名
評議員	藪田八重子
評議員	小澤 優
評議員	坪井美恵子
評議員	山下 優子
評議員	鈴木 英夫
評議員	北村 雅春
評議員	小林 要

(令和5年4月10日就任)

【役員任期】

令和5年6月16日～令和6会計年度に関する定時評議
員会の終結の時まで

理事長	今田 欽也
理事	鈴木 洋佑
理事	倉田 清一
理事	倉田 達也
理事	藤田 高志
理事	榊原 秀明
監事	鈴木 真吾
監事	新村 隆弘